和泉市電子請求システム利用契約書(案)

　和泉市(以下「発注者」という。)と株式会社●●●●(以下「受注者」という。)とは、以下の条項により和泉市電子請求システム(以下「システム」という。)の利用に関する契約を締結する。

(目的)

第１条　この契約は、発注者が受注者から別紙(別途締結の契約等も含む)に掲げるシステムの利用サービス等を受けることを目的とする。なお、本システムを調達するにあたって実施したプロポーザルでの仕様書、機能確認書、提案書及び提案価格書等（以下「仕様書」という。）も本契約の一部をなすものとする。

（総則）

第２条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務を行わなければならない。

３　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行われなければならない。

４　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

７　この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(利用期間)

第３条　システムの利用期間は、令和8年1月19日から令和13年1月18日とする。

(利用料金)

第４条　システムの利用料金は、月額●●●●●●円(うち消費税及び地方消費税額●●●●●円)とする。

(利用料金の支払)

第５条　発注者は、利用料金を毎月精算払により支払うものとする。

２　受注者は、利用月の翌月初めに利用料金を発注者に請求するものとする。

３　発注者は、受注者から適正な請求書を受理したときは、その日から起算して３０日以内に利用料金を受注者に支払うものとする。

４　この契約締結後、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)の改正等によって消費税及び地方消費税額に変動が生じたときは、発注者は、利用料金に相当額を加減して支払うものとする。

(契約保証金)

第６条　契約保証金は第４条に規定する利用料金（月額）に１２を乗じて得た額の１００分の１０以上の金額とする。ただし和泉市財務規則(昭和３９年和泉市規則第１２号)第１０４条第３号に該当する場合は免除する。

(設置場所)

第７条　システムの設置場所は、受注者のデータセンター及びガバメントクラウドのデータセンターとする。

２　発注者が希望する場合、発注者は受注者のデータセンター等の施設を視察できることとする。

３　受注者はデータセンター職員による不必要なサーバへのアクセス（保守・障害対応等以外）が起こらないように、サーバ室への入退室管理や外部記録媒体等の所持品検査等を適切に実施しなければならない。また発注者の求めに応じて入退室記録やサーバ操作記録等の資料を受注者は発注者に提供しなければならない。

４　データセンターでは、突然の停電等にも対応できるように無停電電源装置や発電施設を常備することとし、停電等によるサーバ停止等が起こらないようにしなければならない。

(システムの利用開始)

第８条　受注者は、利用期間の開始日までに、発注者に対してシステム利用環境を提供し、正常な状態で使用できるようにした後、発注者の検査を受けるものとする。これに要する費用は、すべて受注者において負担するものとする。

（本契約などの変更）

第９条　発注者（及び受注者）は、電子メールやその他受注者所定の方法にて受注者（或いは発注者）に通知することにより、本契約を変更することができるものとする。ただし、通知する際には、発注者（或いは受注者）は一定の予告期間をもって受注者（或いは発注者）へ通知し受注者（或いは発注者）の承認を得るものとする。なお、この場合には、受注者（或いは発注者）の承認を得られた場合にのみ、発注者の利用条件その他契約書の内容について、当該予告期間の満了をもって変更後の本契約を適用するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約の各条項及び別紙の内容に係る変更は、当該変更内容につき事前に発注者受注者協議のうえ、別途、書面にもとづく合意によってのみ行うことができるものとする。

（合意管轄）

第１０条　発注者と受注者の間で紛争が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(契約不適合)

第１１条 発注者は、システムの種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、検査日から１年間、受注者に対して、その不適合の修補を請求し、または修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その不適合が受注者の故意または重大な過失により生じたときは、当該請求をすることができる期間は発注者が本サービス利用期間中とする。

（本サービスの一時的な提供停止）

第１２条　受注者は、本契約に定める内容にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとする。

（１）戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの提供が不能となったとき

（２）データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

（３）役務を提供する電気通信事業者（受注者を除く）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

２．前項の場合、受注者は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される原因、時期及びその期間を発注者に対して適切に通知しなければならない。なお本サービスの停止の事前或いは直後に受注者による発注者への適切な通知が無く本サービスの停止が生じた場合、前項の場合による本サービス停止であっても、第２３条の規定に準じて利用料金を減額しなければならない。

３．受注者は、発注者に対して次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

（１）発注者が利用料金の支払いを遅滞したとき

（２）発注者が本契約の各条項に違背したとき

（３）前二号のほか、発注者の責に帰すべき事由により受注者の業務に著しい支障を来たし、またはそのおそれがあるとき

４．前項の場合、受注者は、発注者に対して、事前にサービスの提供を停止する日、その期間及び停止する理由を適切に通知するものとする。ただし、発注者に対して再三にわたる是正勧告を実施し、相応の期間が経過しても改善が見られず、且つ緊急やむを得ない事由による場合は事後の通知をもって足りるものとする。

(違約金)

第１３条　受注者の責めに帰すべき理由により、利用期間の初日までにシステムの検査を完了し、発注者の承認が得られていないときは、受注者は、遅延日数１日につき利用料金の月額の１００分の１に相当する違約金を発注者に支払わなければならない。

(善良な管理義務)

第１４条 発注者は、システムを善良な管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第１５条 受注者は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡してはならない。

（本サービスの種類と内容）

第１６条　本サービスの種類及びその内容は、本契約及び仕様書に定めるとおりとする。

２　発注者は、以下の事項を承諾の上、本サービスを利用するものとする。

（１）第１２条第１項第１号に掲げる場合を含め、本サービスに受注者に起因しない不具合が生じる場合があること

（２）受注者に起因しない本サービスの不具合については、受注者は一切その責を免れること。ただし、その原因究明は受注者が責任を持って解明することとし、原因究明がなされない期間は、受注者に責があるとみなす。

３　発注者は、本契約にもとづいて、本サービスを使用する権利を許諾されるものであり、本サービスのシステムに関する一切の知的財産権を取得するものでないことを承諾するものとする。但し、本条項は本サービスを利用するにあたって発注者が受注者に提供する情報等（職員情報や各システム設定情報等）には該当せず、発注者が受注者に提供する情報等（職員情報や各システム設定情報等）の所有権等は発注者に帰属するものであり、受注者には何ら権利を与えないものとする。

(事故発生時の報告)

第１７条 受注者は、システムの利用に関し、事故、故障その他の原因により契約の履行を行い難い事由が生じたときは、直ちに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(調査等)

第１８条 発注者は、受注者に対して業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。

（業務の的確化）

第１９条　受注者は、発注者の提供した資料に脱漏又は不鮮明な箇所等を発見した時は、受注者の主観的判断で処理することなく、その都度発注者に連絡して指示を受けなければならない。なお、万が一受注者の主観的判断によって処理を行ってしまい、且つ発注者が必要と認めた場合は、受注者はその処理内容を無償で修正しなければならない。

(立入権及び秘密保持)

第２０条 受注者は、発注者の承諾を得た上で、保守等のために、発注者の利用場所に立ち入ることができるものとする。この場合において、受注者の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

２　受注者は、業務の遂行上、知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。利用期間満了後またはこの契約の解除後においても、同様とする。

（利用期間の終了）

第２１条　発注者は解約希望日の３ヶ月前までに発注者受注者双方協議の上決定した所定の方法で受注者に通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約の全部若しくは一部を解除することができるものとする。その際、受注者は当月の利用料金を月額から日額に計算しなおし、利用日数分の利用料金を、利用期間終了時以降の受注者が定める期日までに受注者の定める方法により支払うものとする。なお、受注者は、期間中、第24条及び第26条、第27条に該当する場合を除き、本契約を中途解約できないものとする。

(損害賠償)

第２２条　受注者は、発注者が故意または重大な過失によりシステムに損害を与えた場合は、その賠償を発注者に請求することができるものとする。

（損害賠償の制限）

第２３条　発注者及び受注者は、受注者が本サービスの提供にあたり、発注者に対して負担する補償・賠償の責任の範囲について、以下のとおり合意する。

（１）別途締結するＳＬＡ（サービス品質保証）を遵守できない場合、受注者は、仕様書に定めた条件に従いペナルティを負担することとする。なお、仕様書に定めたペナルティが金銭的補償を内容とする場合、当該ペナルティを損害賠償額の予定とみなすものとし、次号は適用されないものとする。

（２）受注者が本契約に定める義務に違反し発注者に損害が発生した場合、受注者は発注者の蒙った損害を賠償する責任を負担するものとする。ただし、受注者が負担する責任はその原因が受注者の故意または重過失にもとづく場合を除き、月額利用料金の１２ケ月分を限度とする。

２　前項第２号の場合、受注者が発注者に対し賠償すべき損害には次の損害は含まれないものとする。

（１）逸失利益

（２）特別の事情によって生じた損害（予見の有無を問わない）

３　第１項（同項第１号にもとづく損害賠償額の予定額を除く）及び第２項にもとづき受注者が発注者に対し賠償すべき具体的な金額については、別途発注者受注者間で協議の上取り決めるものとする。なお、本項は、第１項にもとづく受注者の損害賠償責任の制限を否定するために規定されたものと解釈してはならない。

(契約の解除)

第２４条　発注者、受注者は、本契約に違反があったときは、相手方に催告を行ったのち、なお履行に誠意がないと認めるときは文書によって契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第２５条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。

（１）正当な理由なくこの契約の全部または一部を履行しないとき。

（２）この契約の締結または履行に当たり不正な行為をしたとき。

（３）この契約に定める条項に違反し、または違反するおそれがあると認められるとき。

（４）故意または過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

（５）差押・仮差押・仮処分・租税滞納処分その他公権力の処分を受けたことにより、本サービスの提供に支障があると認められる場合

（６）民事再生申立・会社更生申立・破産申立がなされたとき

（７）自ら出し若しくは引受けた手形または小切手に不渡りが発生したとき

２　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除する。

(1) 受注者が提出した仕様書の内容について虚偽または過誤があった場合で且つその記載内容の対応が不可能である場合。

(2) プロポーザル中の質疑の回答内容や、契約締結後のサービス利用中において、発注者に対して虚偽または過誤の説明等をし、その回答内容の対応が不可能である場合。

３　第1項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は、違約金として、利用料金の月額相当額に12を乗じた額に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。

４　前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

５　発注者は、受注者と協議した上で第１項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除または変更することができる。

（受注者の解除権）

第２６条　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、事前に適切に発注者に通知した後、この契約の全部または一部を解除することができる。

（１）登録書その他の申請などに虚偽または過誤（軽微なものを除く。）があり、受注者から発注者に対する是正の催告の後相当の期間が経過してもなお是正がなされない場合

（２）発注者が本契約に違反し、受注者から発注者に対する当該違反の是正の催告の後相当の期間が経過してもなお当該違反が是正されない場合

（３）発注者が支払期日をすぎても利用料金を支払わず、受注者から発注者に対する支払いの催告の後相当の期間が経過してもなお利用料金が支払われない場合

（４）発注者が本サービス用設備などに支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合

（５）その他本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

２　発注者は、前条または前項による本契約の解除があった時点において未払いの利用料金がある場合には、利用期間終了時以降の受注者が定める期日までに受注者の定める方法により支払うものとする。

（本サービスの廃止）

第２７条　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部を廃止し、廃止日をもって本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

（１）廃止日の前年度の８月までに発注者に通知した場合

２．前項の規定にもとづき本サービスの全部または一部を廃止し、既に支払われている利用料金等が存在する場合、受注者は、既に支払われている利用料金のうち、廃止までの本サービスを提供しない日数に対応する額を日割計算にて発注者に返還する。

（システムの保守等）

第２８条 受注者は、発注者がシステム等を常時正常な状態で使用できるよう、自己の負担において、システム等の調整及び修理その他所要の保守を行わなければならない。

２　発注者の故意または重大な過失による場合を除き、システム等が故障したときは、受注者は発注者からの要請により、仕様書に定めるところにより、直ちにシステム等の保守等に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

３　受注者が、前２項の規定によるシステム等の保守等を怠ったため、発注者がシステム等を使用できなかったときは、発注者は、その月の利用料金については、別途締結するＳＬＡ（サービス品質保証）に基づいて減じた額を受注者に対し支払うものとする。

(再委託の禁止)

第２９条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合には、この限りでない。

２　受注者は、前項のただし書きの規定により、あらかじめ発注者の承認を受けるときは、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督の方法等を発注者に通知するものとする。

３　前項の規定により発注者の承認を受けた再委託先がある場合、受注者は再委託先に対し、この契約書の規定について遵守するよう指導するものとし、再委託先より上記事項を遵守する旨の確約書類を徴し、確約書類の写しを発注者に提出するものとする。

（誓約書の提出）

第３０条　受注者及び和泉市暴力団排除条例（平成２４年和泉市条例第１号。以下「暴力団排除条例」という。）第７条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第４号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受注者がとりまとめて発注者に提出しなければならない。ただし、受注者及び下請負人等がプロポーザルの参加表明時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合及び発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（契約終了後の処理）

第３１条 受注者は、理由の如何を問わず本システム利用が終了する場合或いは契約解除した場合、次の各号に定める措置を速やかに講じるものとする。

（１）新システム（他業者やクラウド型、自庁設置型を問わず）に移行するために、適切なサービス（システム調達の補助やデータ移行（ＣＳＶ形式等汎用的なデータ形式でのデータ出力作業も含む）等）を仕様書のとおり実施すること

（２）本サービスの利用にあたって発注者から提供を受けた資料等（資料などの全部または一部の複製物を含む。以下同じとする。）のすべてを終了後速やかに発注者に返還し、本サービス用設備に記録された資料などのすべてを、発注者に確認し、発注者の指示を受けた後、受注者の責任で完全に消去し、第三者等による不正な閲覧・使用等が起こりえないようにサービス利用の範囲内で適切に対応するものとする。

（３）本サービスを経由し発注者から受信したデータ（職員情報等）の取扱いについては、発注者受注者間で別途協議の上決定するものとし、その後、機密情報等の消去が必要な情報は発注者に確認し、発注者の指示を受けた後、受注者の責任で完全に消去し、第三者等による不正な閲覧・使用等が起こりえないように全て受注者の負担で適切に対応するものとする。なお、受注者は情報を消去した後はデータ消去証明書等を発注者に提出し、発注者の承認を得ること。

（自己責任の原則）

第３２条　発注者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者に対して損害を与え、または第三者からクレームなどの請求がなされた場合においては、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとする。発注者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレームなどの請求を行う場合においても同様とする。

（禁止事項）

第３３条　発注者は、本サービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとする。

（１）第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為

（２）第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為

（３）第三者を差別し、若しくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為

（４）詐欺罪などの刑事犯罪に関連する行為またはそのおそれのある行為

（５）猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信または掲載する行為

（６）無限連鎖講を開設し、または加入を勧誘する行為

（７）本サービスなどにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為

（８）第三者になりすまして本サービスなどを利用する行為

（９）ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信または掲載する行為

（１０）無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱くと認められる、若しくはそのおそれのある電子メール（迷惑通信）を送信する行為

（１１）第三者の設備などまたはインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為

（１２）法令、条例などに違反する行為若しくは公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）

（１３）前各号のほか、発注者または受注者が本サービスの利用に不相当と判断した行為

２　受注者は、発注者が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう発注者へ要求できるものとし、発注者がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高いものと受注者が信じるに足りる相当の理由がある場合（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第３条にもとづき受注者が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない）においては、受注者は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講じることができるものとする。

３　受注者は、前項の場合、発注者と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部または一部を削除することができるものとする。ただし、違法性または有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していることまたはその蓋然性が大きいことその他の受注者が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、受注者は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとする。

４　受注者は、発注者からアカウント情報が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、発注者と協議の上アカウント情報の変更などの必要な措置を講じるものとする。

５　前三項の場合、発注者に損害が発生しても受注者は何らの責任も負担しないものとする。

（善管注意義務など）

第３４条　受注者は、本サービスの提供期間中、本契約に従い、善良な管理者の注意をもって発注者に対して本サービスを提供し、本サービスの提供に関する一切の責任を負う（本契約において免責とされているものを除く）。

２　受注者は、本サービスの提供に当たり、役務の提供その他の第三者との関与がある場合、発注者受注者協議の上、発注者に対して受注者と当該第三者の関係、受注者の本サービスの提供に関する体制その他の資料を提供する。

（本サービス用設備などの障害など）

第３５条　受注者は、本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、発注者に対し、速やかにその旨を通知する。

２　受注者は、本サービス用設備などに障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧する。

３　受注者は、本サービス用設備などのうち、本サービス用設備に接続する通信回線について障害があることを知ったときは、ただちに当該通信回線を提供する事業者に修理または復旧を指示する。

４　前各項のほか、本サービスに不具合が発生したときは、発注者及び受注者はそれぞれ速やかに相手方に通知し、両者協議の上、各自の行う対応措置を決定し、それを実施するものとする。

（秘密情報の取扱い）

第３６条　発注者及び受注者は、本契約における「秘密情報」を、本契約にもとづき相手方から開示を受ける技術上・行政上などの情報であって、次の各号に該当するものと定義する。但し、個人情報については第40条にて定める。

（１）秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物または電子文書・電磁的記録として開示される情報

（２）秘密である旨を告知した上で口頭により開示される情報

（３）和泉市のネットワーク情報やセキュリティ対策情報、職員情報、個人情報等

２　発注者及び受注者は、互いに秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面による同意または法令により開示を求められた場合を除き、第三者に開示、公表及び配布をしないものする。なお、秘密情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定に準じて遵守すること。

３　発注者及び受注者は、秘密情報を開示された目的にのみに使用する。

４　発注者及び受注者は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、秘密情報として扱わないことを確認する。ただし、秘密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

（１）開示時点で既に公知であった情報、または既に保有していた情報

（２）開示後、発注者及び受注者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報

（３）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

（４）秘密情報を利用することなく独自に開発した情報

（５）秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

５　第2項の義務は、本契約の解除の有無にかかわらず、秘密情報を受領した日から永続する。

６　発注者及び受注者は、本契約が終了したとき、相手方の求めがあったとき、または本サービス提供のために必要がなくなった場合には、相手方の指示に応じ、第１項の秘密情報を記録した媒体及びその複製物を返還または破棄するものとする。開示が電子文書または電磁的記録による場合は発注者に確認し、発注者の指示を受けた後、受注者の責任で完全に消去し、第三者等による不正な閲覧・使用等が起こりえないように保守の範囲内で適切に対応するものとする。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第３７条　発注者は、和泉市暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる場合には、この契約を解除する。

２　発注者は、和泉市暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

３　前項の規定により受注者が下請負人等との契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

４　発注者は、第１項及び第２項の規定により契約を解除したときは、違約金として本システムを調達するにあたって実施したプロポーザルにて受注者が発注者に提出した提案金額（以下「提案金額」）の１００分の１０に相当する金額を受注者から徴収することができるものとする。

５　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、この契約による提案金額の１００分の１０に相当する金額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償金を請求することを妨げるものではない。

６　前２項の場合において、受注者が違約金或いは賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)で定める率を違約金或いは賠償金に乗じた額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(相殺）

第３８条　この契約書により発注者が受注者から取得すべき延滞違約金、違約金及び損害賠償金等の金額がある場合は、発注者の支払金と相殺することができる。

(協議)

第３９条　この契約に定めのない事項またはこの契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて発注者受注者協議の上解決するものとする。

（個人情報の保護）

第４０条　受注者及び受注者の従業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別添個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

　この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、発注者受注者の２者が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和7年●●月●●日

発注者　　和泉市府中町二丁目７番５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　和泉市長　　　　辻　　宏　康

　　　　　　　　　　　　　　　　　 受注者 　 (住所又は所在地)

(商号又は名称、法人の場合は法人名)

(氏名、法人の場合は代表者の職氏名)

**別　記**

**個人情報取扱特記事項**

**（基本的事項）**

**第1**受注者（第三者に業務を委託し、又は請け負わせた場合は、当該第三者を含む。以下同じ。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

**（秘密の保持）**

**第２**　受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（使用者への周知）**

**第３**　受注者は、その使用する者に対し、在職中だけでなく退職後においてもこの契約の履行に関して知り得た個人情報を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

**（収集の制限）**

**第４**　受注者は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

**（適正管理）**

**第５**　受注者は、この契約の履行に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

２　受注者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いを発注者が指定する場所で行うものとし、発注者があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

**（目的外使用等の禁止）**

**第６**　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約の履行に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理する以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

**（複写及び複製の禁止）**

**第７**　受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約を履行するために、発注者から提供された個人情報が記録された帳票類等を複写し、又は複製してはならない。

**（資料等の返還）**

**第８**　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、当該業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記入された帳票類等は、速やかに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

**（取扱状況の報告）**

**第９**　受注者は、個人情報の取扱いの状況について発注者から報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

**（監査等）**

**第10**　受注者は、個人情報の取扱状況を把握するための監査等を発注者から求められた場合は、応じなければならない。

**（事故発生時における報告）**

**第11**　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、その旨を速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**（契約の解除及び損害賠償）**

**第12**　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。